

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第65号	
事故等名	乗揚	
発生日時	平成22年12月24日 06時30分ごろ	
発生場所	兵庫県明石市明石港 明石港東外港南防波堤灯台から真方位057° 380m付近 (概位 北緯34° 38.6′ 東経134° 59.7′)	
事故等調査の経過	平成23年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第三十八 ^{かつ} 勝丸、499トン	
船舶番号、船舶所有者等	134178、有限会社ティティ海運	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、砕砂約1,700tを積載し、船首約3.3m、船尾約5.2mの喫水で明石港の岸壁に着岸作業中、平成22年12月24日06時30分ごろ、浅所に乗り揚げた。 船長は、過去に本岸壁に着岸したことがあった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、明石港の岸壁に着岸作業中、船長が、過去に航行経験があり、岸壁付近の水深を確認していなかったことから、浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、明石港の岸壁に着岸作業中、船長が岸壁付近の水深を確認していなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	